

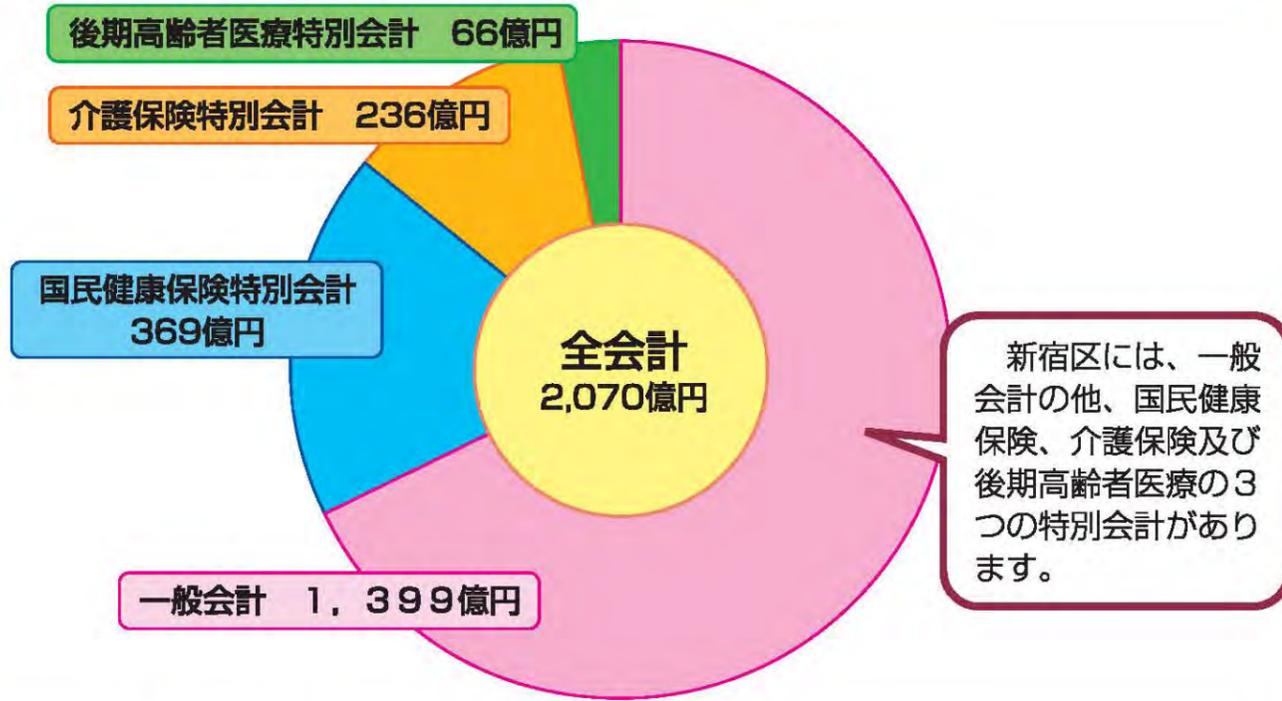
新宿区の財政



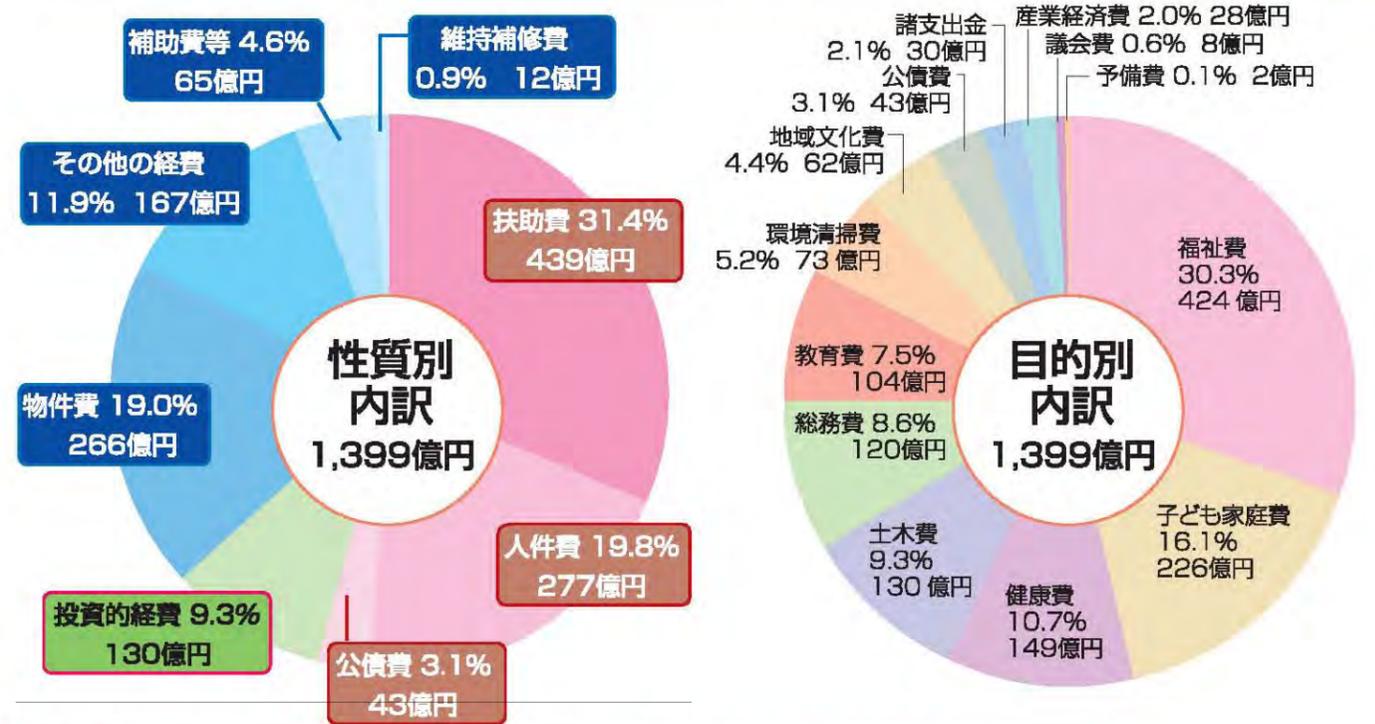
平成26年3月

I 財政規模 平成26年度当初予算

1 会計区分



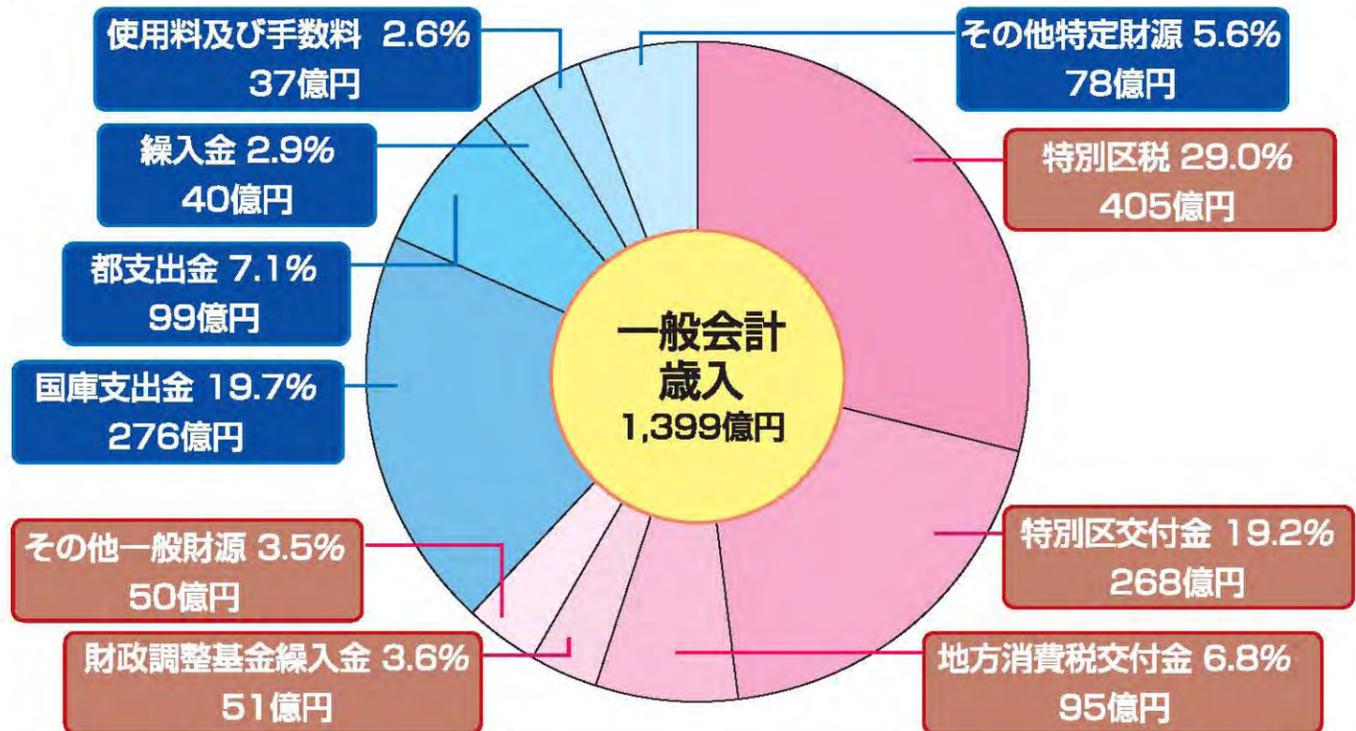
支出の内訳 平成26年度一般会計当初予算（歳出）



(注) **義務的経費**・・・支出が義務づけられた経費で扶助費、人件費、公債費
投資的経費・・・道路・公園等の土木施設や福祉施設等の整備などに要する経費
その他の経費・・・上記以外の経費

2 収入と支出

収入の内訳 平成26年度一般会計当初予算（歳入）

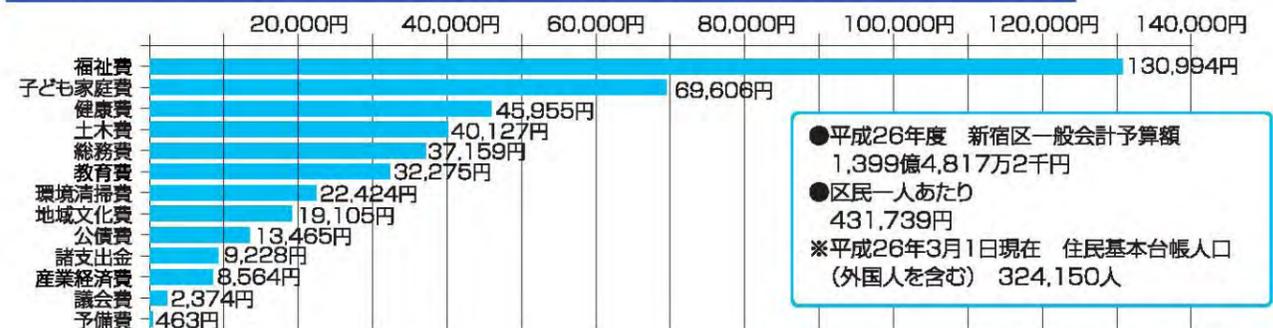


(注) **一般財源**・・・使い道が特定されず、どのような経費にも使用できる財源
特定財源・・・使い道が特定されている財源(国や都の支出金や使用料・手数料など)

歳出予算（目的別） 1万円あたりの内訳

| | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 福祉費 障害者・高齢者の福祉、生活保護などに | 子ども家庭費 児童の福祉、子どもの支援などに | 健康費 健康診断や保健所の事業などに | 土木費 道路、公園、都市計画などに | 総務費 庁舎管理や防災、選挙などに |
| 3,034円 | 1,612円 | 1,064円 | 929円 | 861円 |
| 教育費 小・中学校、図書館などに | 環境清掃費 環境保護、清掃、リサイクルなどに | 地域文化費 区民施設の運営、地域文化振興などに | 公債費 区の借金(区債)の返済に | 諸支出金 区の貯金(基金)の積立などに |
| 748円 | 519円 | 443円 | 312円 | 214円 |
| 産業経済費 商工振興などに | 議会費 区議会の運営に | 予備費 予算の不足に備えるために | 合計 | |
| 198円 | 55円 | 11円 | 10,000円 | |

歳出予算（目的別） 区民一人あたりの内訳



II 都区財政調整制度について

[※25年度当初算定]

23区の区域は、人口が高度に集中する大都市地域であることから、区域全体としての行政の一体性・統一性を確保するために、都が消防や上下水道など市町村事務の一部を行っています。

このため、

- ① 23区と東京都の間では、通常、市町村の収入となっている固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税を都が徴収し、23区と都で財源を分け合う特別な制度がとられています。
 - ② また、この特別な制度は23区間の財源の不均衡を調整し、23区の行政水準の一定の均衡を図る役割を担っています。
- この二つ(①、②)の機能をあわせ持った制度が都区財政調整制度です。

新宿区では、都区財政調整制度による特別区交付金が一般会計歳入の約2割を占める重要な財源となっています。(平成24年度一般会計歳入決算、1,323億円のうち都区財政調整交付金266億円、20.1%)

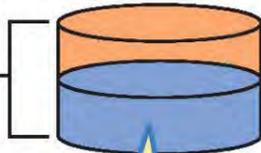
また、23区と東京都の都区間の配分割合は、国庫補助・負担金の見直し等の影響を踏まえ、平成19年度から55(区)：45(都)となりました。

財政調整交付金の計算方法(普通交付金)

財政調整交付金 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

財政調整交付金

基準財政需要額
区の標準的な行政経費を目的・種類ごとに分類し、積み上げたもの



基準財政収入額

特別区民税、地方消費税交付金など16項目の財政収入を積み上げたもの

※財政調整原資のうち95%が普通交付金、5%は特別交付金として災害等の特別な財政需要がある場合に交付されます。

※法人住民税の一部国税化について

平成26年度税制改正では、法人住民税の一部国税化に伴う地方法人税が創設され、その全額を地方交付税の原資にする見直しを行うことが示されました。

首都として膨大な行政需要を抱える特別区において、法人住民税は極めて重要な役割を担っていることから、特別区として、「税源偏在是正議論についての特別区の主張」を表明するとともに、法人住民税の一部国税化に対して反対の立場を明確にしています。

なお、特別区の主張については、新宿区のホームページ(都区財政調整制度のページ)からご覧いただけます。

新宿区ホームページアドレス <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

財政調整の原資: 1兆6,519億円
固定資産税・市町村民税法人分・特別土地保有税

都の財源
(45%)

7,433億円

都が行う大都市
事務に充当
※上下水道や消防など

固定資産税

1兆1,040億円

市町村民税法人分
5,479億円

特別土地保有税
0億円

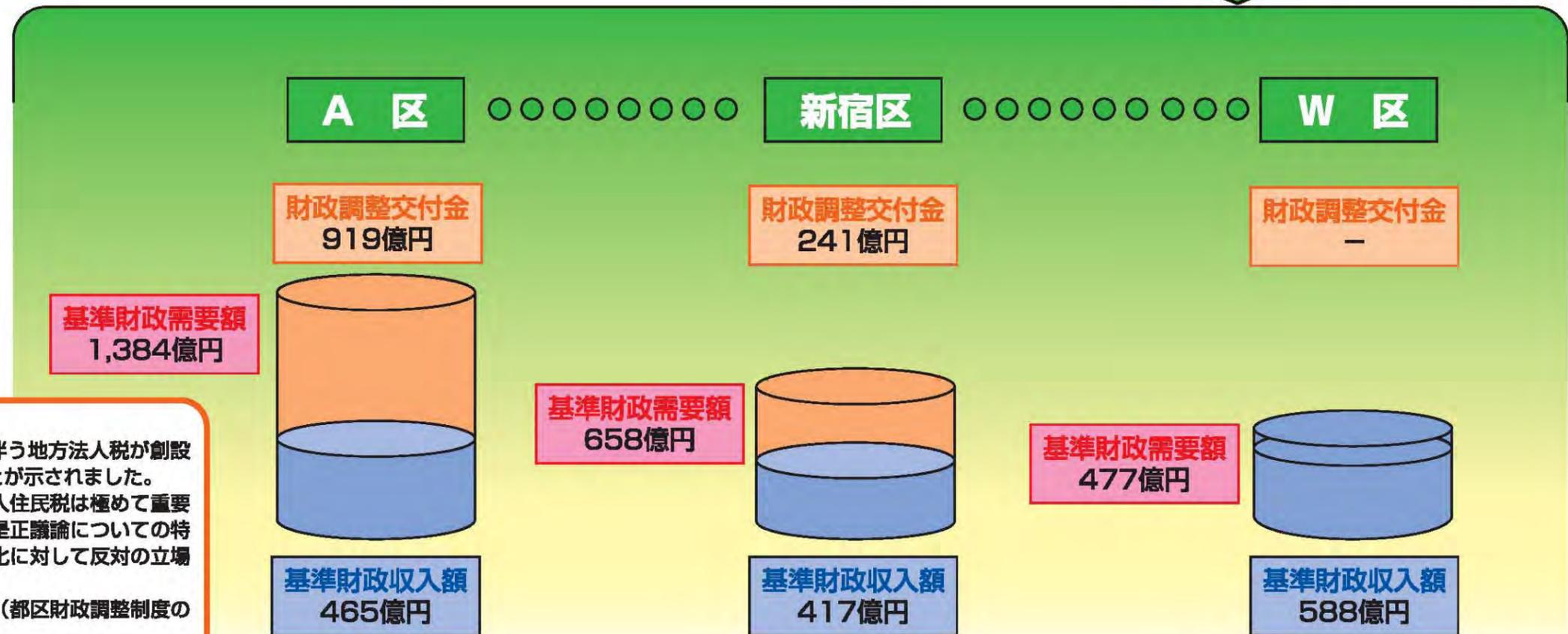
23区の財源
(55%)

9,114億円

※23年度精算額
28億円含む

23区へ
配分

95% : 普通交付金
5% : 特別交付金
※特別交付金は災害等の特別な需要のある場合に交付



※平成25年8月時点での普通交付金算定見込

Ⅲ 財政状況

1 平成24年度一般会計決算と区財政の健全度

一般会計決算

| 区分 | 決算額(百万円) | 対前年度増減率(%) |
|---------------------------|----------|------------|
| 歳入総額 A | 132,256 | △1.7 |
| 歳出総額 B | 128,841 | △1.3 |
| 歳入歳出差引額 (A)-(B) C | 3,415 | △14.5 |
| 翌年度に繰り越すべき財源 D | 335 | |
| 実質収支 (C)-(D) E | 3,080 | △22.2 |
| 単年度収支 F | △877 | |
| 財政調整基金積立金 G | 2,354 | 11.4 |
| 繰上償還金 H | 0 | |
| 財政調整基金とりくずし額 I | 3,500 | 0 |
| 実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I) J | △2,023 | |

歳出面では、生活保護費等の扶助費や特別会計への繰出金の増があったものの、人件費や公債費の減、投資的経費の減等により、総額で減となりました。歳入面では特別区交付金等が増となった一方で、地方特例交付金の減等により、一般財源収入は減となり、実質単年度収支は、20億2千万円の赤字となりました。



実質単年度収支は、年度間の財源の調整を目的に設けられている財政調整基金(区の貯金)の積立・取崩しを全く行わないものとして算出した歳入決算額と歳出決算額との差し引きをしたものです。赤字の年度は、財政調整基金を取り崩して財政運営を行った年度となります。新宿区では、前年に引き続き赤字(マイナス)となりました。



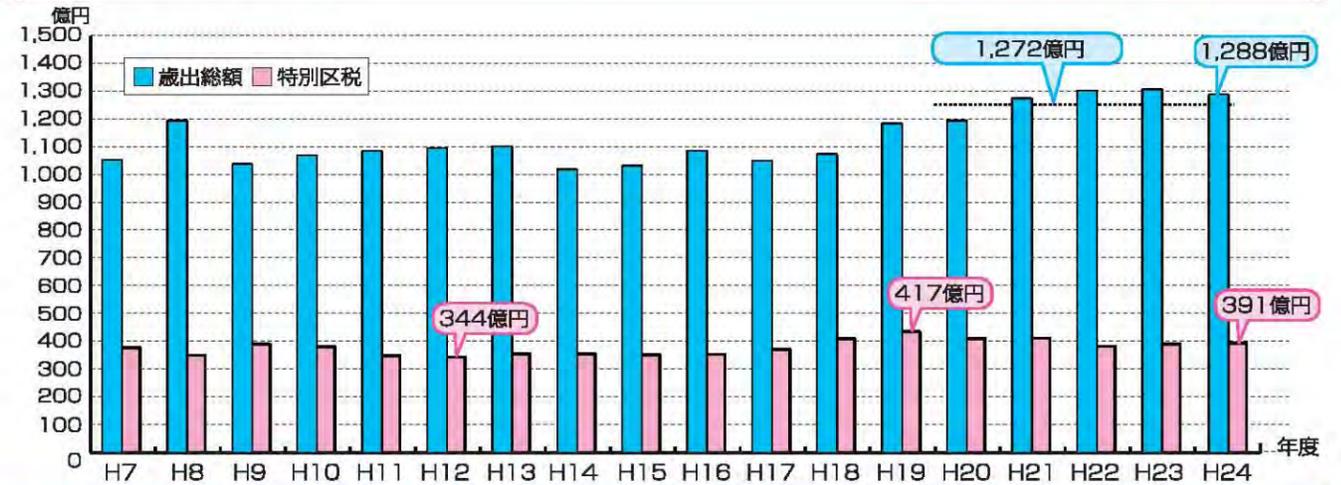
経常収支比率は、財政の弾力性を示す指標で、70~80%が適正水準とされています。新宿区は、88.9%(23区平均85.8%)で23区中低い方から17番目となっています。

公債費比率及び実質公債費比率は、借入金返済の負担割合を示す指標で、公債費比率が20%、また実質公債費比率が18%を超えると危険ラインとされています。新宿区は、公債費比率が4.5%(23区平均5.3%)で、23区中低い方から9番目、また実質公債費比率は△0.8%(23区平均△0.7%)で、23区中低い方から10番目となっています。

2 財政規模(歳出)と区税収入

区の一般会計の財政規模(支出)の平成20年度~24年度の過去5年間平均は、約1,272億円で、平成24年度は、1,288億円となっています。

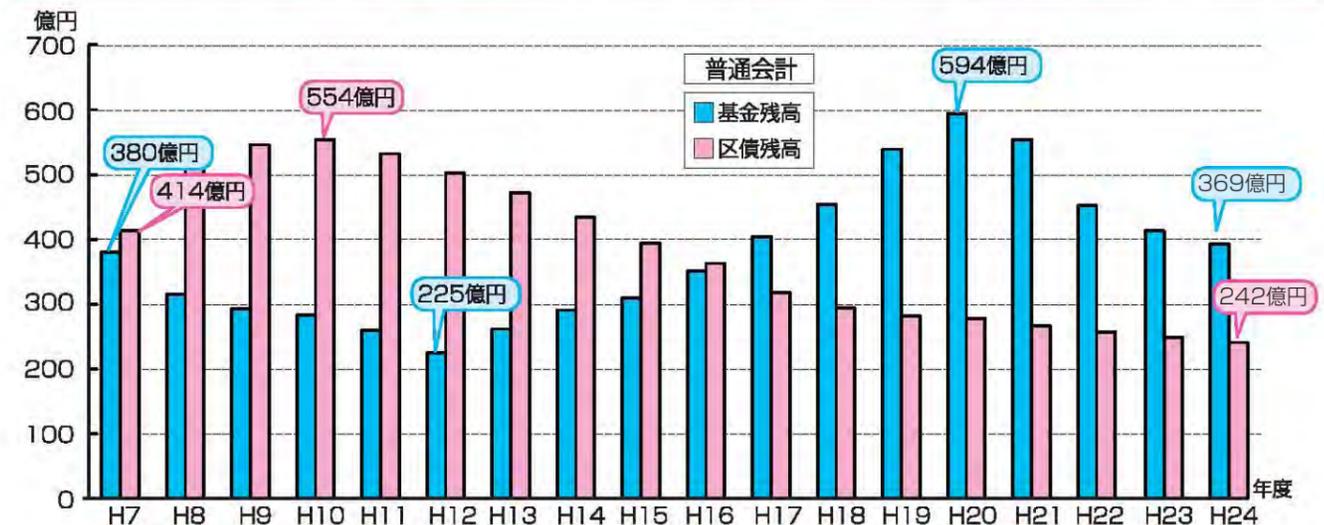
一方、特別区税収入は、平成12年度には344億円まで落ち込みましたが、19年度に417億円まで回復し、ここ数年は400億円前後を推移しています。24年度は対前年度でほぼ横ばいの391億円となっています。



3 区債(起債)と基金の残高

区債は、小・中学校や道路などの公共施設整備や区民税の減税補填のために区が借り入れた借入金です。この借入金は、平成10年度で554億円ありましたが、24年度では242億円(23区平均275億円、23区中低い方から11番目)まで減少しています。

一方、区の貯金にあたる基金の残高は、平成7年度では380億円となって、区債残高を下回り、その後12年度では225億円にまで落ち込みましたが、年々回復し20年度では594億円となりました。しかし、21年度以降、一般財源の大きな減収による財政調整基金の取崩し等から基金残高は減少し、24年度は前年度に比べ37億円減の369億円(23区平均564億円、23区中高い方から16番目)となっています。



IV 平成24年度財政健全化判断比率

自治体の財政状況を早期に把握し、破綻を防ぐことを目的に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、自治体財政の健全度を測る4つの指標(健全化判断比率)が定められました。健全化判断比率は、毎年度、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することとされています。

平成24年度決算に基づき算定した新宿区の比率は、以下のとおりです。

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|----------------|------------------|---------------|----------------|
| % | % | % | % |
| - | - | △0.8 | - |
| (実質赤字比率はありません) | (連結実質赤字比率はありません) | | (将来負担比率はありません) |
| 早期健全化基準 11.25% | 早期健全化基準 16.25% | 早期健全化基準 25.0% | 早期健全化基準 350.0% |
| 財政再生基準 20.00% | 財政再生基準 30.00% | 財政再生基準 35.0% | |

平成20年度から各地方公共団体に公表が義務づけられた財政状況を示す4指標について、国が定めるすべての基準を下まわっています。

早期健全化基準

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条の規定に基づき、「早期健全化基準」の数値以上の場合は、財政健全化計画を定め、自主的な財政再建が求められています。

財政再生基準

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第8条の規定に基づき、「財政再生基準」の数値以上の場合は、財政再生計画を定めることが義務づけられています。

このリーフレットは、新宿区の財政状況について区民の皆様にご覧いただけるかぎりわかりやすくお知らせし、区政への関心をより一層高めていただくことを目的に作成しました。

今回ご案内しました「新宿区の財政」のほか、予算・決算、都区財政調整制度の詳しい内容については新宿区のホームページ(財政のページ)でご確認いただけます。

新宿区ホームページアドレス <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

平成26年3月発行

電話 (03) 5273-4049 (ダイヤルイン)

編集発行：新宿区総合政策部財政課 新宿区歌舞伎町1-4-1 FAX (03) 3209-1178